

○環境省令第二十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第三項の規定に基づき、瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十五日

環境大臣 小泉進次郎

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部を改正する省令

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>（事前評価等を要しない場合）</p> <p><b>第七条の二</b> 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている事項に関する</p>	<p>（事前評価等を要しない場合）</p> <p><b>第七条の二</b> 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水に係る排水基準が定められている</p>

るものに限る。)の通常値及び最大値並びに当該汚水等の一日当たりの通常量及び最大量が最大しないこと。

ハ (略)  
二・三 (略)  
四 次のいずれにも該当すること。

イ 第二号イに掲げること。  
ロ 排水水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用されない水又は事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水のみを排出する排水口の位置若しくは数又は排出先を変更すること(当該排水口以外の排水口について排水水の排出の方法に変更がない場合に限る。)

事項に関するものに限る。)の通常値及び最大値並びに当該汚水等の一日当たりの通常量及び最大量(処理後の汚水等に係るものに限る。)が増大しないこと。

ハ (略)  
二・三 (略)  
(新規)

附 則  
この省令は、公布の日から施行する。